

IZUMIOTSU インフルエンサー設置要綱

(設置)

第1条 市民目線で市の情報や魅力を積極的に発信し、それらを市内外の人に届けることで定住・移住及び関係人口並びに交流人口の増加を図るとともに、市民の市政への積極的な参加を促進するため、IZUMIOTSU インフルエンサー（以下「市民インフルエンサー」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民インフルエンサーは、泉大津市（以下「市」という。）の特徴的な取組、観光スポット、ご当地グルメ、イベント情報等の魅力を市が定める特定のハッシュタグを付けて、自らが保有する SNS アカウントから投稿するものとする。

(登録資格)

第3条 市民インフルエンサーは、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、18歳未満の者の場合は、登録の際、親権者の同意を必要とする。

- (1) 13歳以上である者
- (2) 市内在住、在勤又は在学の者
- (3) Instagram、X、Facebook 又は TikTok のアカウントを保有し、かつ、市民インフルエンサーに登録しようとするアカウントのフォロワーが1人以上の者
- (4) 市民インフルエンサーの目的を理解し、活動に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民インフルエンサーに登録することができない。

- (1) 第10条の規定により登録を取り消された者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(投稿内容)

第4条 市民インフルエンサーは、次の各号に掲げる内容を満たす投稿を行うこととする。

- (1) 市が定める特定のハッシュタグを投稿の文章内に記載すること。
- (2) 市の魅力又は取組を伝える文章を記載すること。
- (3) 1回の投稿の中で当該投稿に関連する写真又は動画を掲載すること。

2 前項の規定にかかわらず、市民インフルエンサーは、次の各号のいずれかに該

当する内容の投稿を行ってはならないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるもの
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれがあるもの
- (4) 営利目的の活動に使用するもの
- (5) 既に投稿したものと同様の写真や内容であるもの
- (6) 市の投稿と同一又は類するもの
- (7) SNS の利用規約に反するもの

(遵守事項)

第5条 市民インフルエンサーは、活動の際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イベント等の進行を阻害する等、イベントの主催者に迷惑をかけることがないよう配慮すること。
- (2) 人物撮影に際しては、肖像権に配慮すること。
- (3) 前2号に掲げる事項の外、市民インフルエンサーの活動に際して公序良俗に反した行為を行わないこと。

(定数)

第6条 同一年度内で新たに登録できる市民インフルエンサーの定数は100人とする。

(任期)

第7条 市民インフルエンサーの任期は、取消しがない限り有効とする。

(募集方法)

第8条 市長は、市民インフルエンサーの募集に際しては、広報紙等市の広報媒体を活用して広く周知するものとする。

(登録の申請)

第9条 第3条の規定を満たす者のうち、市民インフルエンサーの登録をしようとする者は、IZUMIOTSU インフルエンサー登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに登録資格を確認し、登録すべきと認めたときは、申請者に認定番号を記載した認定証を付与するものとする。

(登録の取消し)

第 10 条 市長は、市民インフルエンサーが次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に定める資格に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の辞退の申出があったとき。
- (3) 申請の内容に虚偽の事項があると判明したとき。
- (4) 第 4 条第 2 項の規定に該当する投稿を行ったとき。
- (5) 市民インフルエンサーの活動で使用する SNS において、法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある行為を行ったとき。
- (6) その他市民インフルエンサーとしてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

(費用弁償)

第 11 条 インターネット通信料及び接続料、郵送料等の市民インフルエンサーの登録の申請に係る費用は、申請者の負担とする。また、市民インフルエンサー登録後の活動に係る費用も同様とする。

(表彰制度)

第 12 条 市は市民インフルエンサーの SNS への投稿数及びフォロワー数並びに投稿の質について評価し、表彰を行う。評価の方法については市長が別に定める。

(庶務)

第 13 条 市民インフルエンサーに関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 市長は、市民インフルエンサーから収集した個人情報を、この要綱に定める事務以外には利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

(免責事項)

第 15 条 第 2 条に規定する活動により、市民インフルエンサーに不利益、損害、事故等が生じたときは、市は、その賠償の責めを負わないものとする。また、市民

インフルエンサー投稿によって生じた、市民インフルエンサーの責による損害に関しても、市は責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、市民インフルエンサーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。